

清瀬市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（案）に対して提出された意見等の概要及び意見に対する市の考え方

平成27年2月20日から平成27年3月10日までの間、清瀬市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（案）に対する意見募集を行った結果、1人の方から5件の意見が提出されました。

そこで、これらの意見を適宜要約し、項目ごとに整理したうえで、意見に対する市の考え方を取りまとめましたので、清瀬市パブリックコメント実施要綱第8条及び第9条の規定により次のとおり公表します。

意見等の概要	意見件数	回答
条例名を短縮できないでしょうか。	1	この条例の制定趣旨は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）により介護保険法（平成9年法律第123号）が改正され、厚生労働省令で定めていた指定介護予防支援等に係る基準について、全国の市町村が条例で定めることとされたことから制定するものです。条例を定めるに当たっては、国が定めていた基準によることとされているため、条例名は簡略化せず、条文等についてもこれまでの国基準と同一といたしました。
以下「法」というとある全ての法は「法」とした方が見やすい。	1	
各条項の文章をわかりやすく表現できないでしょうか。全てにおいて関連する条例の条項号を付帯していますが、作成者及び法令管理者などは理解できると推測しますが、もう少しわかりやすい表現が適切と思います。	1	
この条例は誰向けの表現でしょうか。	1	要支援1又は要支援2の認定を受けている方に対して、要介護状態へ移行することを予防する観点か

		ら、介護予防マネジメント業務を行う事業所（地域包括支援センター）です。
これは地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえてありますか。	1	これまでの国基準による条例制定のため、清瀬市まちづくり基本条例第8条に基づき、広く市民の皆さんからご意見をいただく手続きのみを実施いたしました。